

# 大阪市公害療養相談会（健康回復教室）実施要領

## 1 目 的

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）に基づき市長の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）に対し公害保健福祉事業の一環として、指定疾患に関する相談・実技指導を行うことにより、疾病の予防と被認定者の健康回復・保持増進を図る。

## 2 対 象 者

被認定者とその家族

## 3 実施責任者

保健所長とする。

## 4 実施回数

9 回以内（会場は保健福祉センター等とする。）

## 5 従 事 者

医師・保健師・事務職員・音楽療法指導員・健康運動指導士・理学療法士等

## 6 周 知

対象者への個別通知により周知する。

## 7 実施内容

### （1）個別相談

希望者に対して、保健師による療養生活上の相談、音楽療法指導員・健康運動指導士・理学療法士等によるリハビリテーション指導、医師による医療上の相談等を実施する。

### （2）医師講話

認定疾病に関する知識の普及、機能回復のための講話を実施する。

## 8 事後連携

保健所は、必要に応じて区保健福祉センターと情報共有及び連携を行う。

### 附 則

本改正要領は平成 25 年 2 月 1 日から適用する。

### 附 則

本改正要領は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則

本改正要領は令和元年 5 月 1 日から適用する。

### 附 則

本改正要領は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則

本改正要領は令和 8 年 4 月 1 日から適用する。